

○国土交通省告示第五十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の五第二項及び第二百二十九条の八第二項の規定に基づき、用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件及びエレベーターの制御器の構造方法を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年一月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件の一部改正）

第一条 用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターの籠の積載荷重を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の五第二項に規定する用途が特殊なエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターとし、同項に規定する当該用途に応じた籠の積載荷重（単位 ニュートン）は、当該各号に定める数値とする。

一 次に掲げる基準に適合するトランクを設けたエレベーター エレベーターの籠の面積をトランクの面積を除いた面積として、令第二百二十九条の五第二項の表に基づき算定した数値

イ（略）

ロ 籠の他の部分とトランクの床面の段差が十センチメートル以下であること。

ハ（略）

ニ 籠の奥行き（トランク部分の奥行きを含む。以下同じ。）が二メートル以下であり、かつ、トランク部分の奥行きが籠の奥行きの二分の一以下であること。

二 フォークリフトその他の籠に荷物を積み込む機械（以下「フォークリフト等」という。）が籠への荷物の積み込み時に籠に荷重をかける乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーター 次に掲げる数値のうち大きいもの

イ 実況に応じ算定した昇降させる人又は物の荷重に、フォークリフト等の荷重（荷物の積み込み時に籠にかかる荷重に限る。）を加えたものを一・五で除した数値

ロ（略）

三 昇降行程が十メートル以下で、かつ、籠の床面積が一・三平方メートル以下のエレベーター 床面積一平方メートルにつき千八百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値

改正前

用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の五第二項に規定する用途が特殊なエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターとし、同項に規定する当該用途に応じたかごの積載荷重（単位 ニュートン）は、それぞれ当該各号に定める数値とする。

一 次に掲げる基準に適合するトランクを設けたエレベーター エレベーターのかごの面積をトランクの面積を除いた面積として、令第二百二十九条の五第二項の表に基づき算定した数値

イ（略）

ロ かごの他の部分とトランクの床面の段差が十センチメートル以下であること。

ハ（略）

ニ かごの奥行き（トランク部分の奥行きを含む。以下同じ。）が二メートル以下であり、かつ、トランク部分の奥行きがかごの奥行きの二分の一以下であること。

二 フォークリフトその他のかごに荷物を積み込む機械（以下「フォークリフト等」という。）がかごへの荷物の積み込み時にかごに荷重をかける乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーター 次に掲げる数値のうち大きいもの

イ 実況に応じ算定した昇降させる人又は物の荷重に、フォークリフト等の荷重（荷物の積み込み時にかごにかかる荷重に限る。）を加えたものを一・五で除した数値

ロ（略）

三 昇降行程が十メートル以下で、かつ、かごの床面積が一・一平方メートル以下のエレベーター 床面積一平方メートルにつき千八百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値

四 昇降行程が二十メートル以下で、かつ、籠の床面積が一・三平方メートル以下の住宅、下宿又は寄宿舎に設けるエレベーター 床面積一平方メートルにつき二千五百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値

五〇七 (略)

四 昇降行程が二十メートル以下で、かつ、かごの床面積が一・三平方メートル以下の住宅、下宿又は寄宿舎に設けるエレベーター 床面積一平方メートルにつき二千五百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値

五〇七 (略)

(エレベーターの制御器の構造方法を定める件)

第二条 エレベーターの制御器の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 籠を主索で吊るエレベーター又は籠を鎖で吊るエレベーター（油圧エレベーターを除く。）の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

一 籠を主索で吊るエレベーターにあつては、籠に積載荷重の一・二五倍（平成十二年建設省告示第千四百十五号第二号に規定するフォークリフト等が籠の停止時にのみ乗り込む乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあつては、一・五倍、同告示第三号に掲げるエレベーターのうち籠の床面積が一・一平方メートルを超えるものにあつては、一・七五倍）の荷重が加わつた場合においても籠の位置が著しく変動しないものとする。ただし、籠の停止位置が着床面を基準として七十五ミリメートル以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置（着床面を基準として七十五ミリメートル以内の位置において補正することができるものに限る。以下同じ。）を設けた場合にあつては、この限りでない。

二 籠又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する装置（次号において「調節装置」という。）を設けること。

三 調節装置の構造は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとする。

イ 籠又は昇降路の出入口の戸が開く場合に、自動的に作動し、籠を昇降させないものであること。

ロ 建築基準法施行令第百二十九条の七第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、籠を昇降させるものであること。

四 籠内及び籠の上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。ただし、次に掲げるエレベーターにあつては、籠の上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けないものとする。

改正前

第一 かごを主索で吊るエレベーター又はかごを鎖で吊るエレベーター（油圧エレベーターを除く。）の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

一 かごを主索で吊るエレベーターにあつては、かごに積載荷重の一・二五倍（平成十二年建設省告示第千四百十五号第二号に規定するフォークリフト等がかごの停止時にのみ乗り込む乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあつては、一・五倍）の荷重が加わつた場合においてもかごの位置が著しく変動しないものとする。ただし、かごの停止位置が着床面を基準として七十五ミリメートル以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置（着床面を基準として七十五ミリメートル以内の位置において補正することができるものに限る。以下同じ。）を設けた場合にあつては、この限りでない。

二 かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する装置（次号において「調節装置」という。）を設けること。

三 調節装置の構造は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとする。

イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に、自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。

ロ 建築基準法施行令第百二十九条の七第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。

四 かご内及びかごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。ただし、次に掲げるエレベーターにあつては、かごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けないものとする。

できる。

イ (略)

ロ 籠に天井がないエレベーター

第二 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

一 籠の停止時における自然降下を調整するための床合せ補正装置を設けること。

二・三 (略)

ことができる。

イ (略)

ロ かごに天井がないエレベーター

第二 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

一 かごの停止時における自然降下を調整するための床合せ補正装置を設けること。

二・三 (略)

附 則

この告示は公布の日から施行する。